

裁決書

審査請求人が令和元年9月11日付けで提起した処分庁による和光市高齢者地域送迎サービス費助成事業の指定取り消しに関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和元年7月31日和光市高齢者地域送迎サービス費助成事業の指定取り消しに関する処分（和長第225号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、令和元年9月11日、和光市長に対し、本件処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求の理由に、本件処分に関する事実以外の記載がなく、審査請求人の主張は不明確であるが、本件処分に不服があり、その取消しを求めているものと解される。なお、本件処分が違法又は不当である旨の主張はない。

理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、審査請求を行った理由が不明確であることにより、審査請求を不適法なものとして、令和元年9月27日に、審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月31日

審査庁 和光市長 松本 武洋 印

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。